

## 和歌山県食品表示推進者育成事業実施要領

平成20年4月8日制定

平成21年4月1日一部改正

平成22年4月1日一部改正

平成24年2月13日一部改正

平成27年4月1日一部改正

### (目的)

第1条 この要領は、和歌山県食品表示推進者育成事業実施要綱（以下、「要綱」という。）に規定する事業の実施及び修了証書交付に関する情報の公表について必要な事項を定めるものとする。

### (講習会)

第2条 要綱第2条第1号に規定する食品表示推進者育成講習会（以下「育成講習会」という。）は、環境生活部県民局食品・生活衛生課が、庁内食品表示関係法令所管課と連携の上実施する。

2 育成講習会の内容等は、次のとおりとする。

対象法令	講習内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・食品表示法</li><li>・健康増進法</li><li>・不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）</li><li>・その他関係法令等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・食品表示の基準又は規定等に関すること</li><li>・その他食品表示に関すること</li></ul>

3 要綱第2条第2号に規定する食品表示推進者育成フォローアップ講習会（以下「フォローアップ講習会」という。）は、環境生活部県民局食品・生活衛生課が、庁内食品表示関係法令所管課と連携の上実施する。

4 フォローアップ講習会の内容等は、次のとおりとする。

対象法令	講習内容
<ul style="list-style-type: none"><li>・食品表示法</li><li>・健康増進法</li><li>・不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）</li><li>・その他関係法令等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・食品表示の基準又は規定等の改廃に関すること</li><li>・その他食品表示の適正化に関すること</li></ul>

### (講習会の受講等)

第3条 県内食品関係事業所の代表者は、食品表示推進者を育成しようとする場合、育成講習会及びフォローアップ講習会の受講を申し込むことができる。ただし、フォローア

ップ講習会の申し込みについては、育成講習会の受講修了者の属する食品事業所の代表者に限る。

- 2 その他、県が認める者は、前項の育成講習会及びフォローアップ講習会を傍聴することができる。

#### (修了証書)

第4条 要綱第4条に規定する修了証書は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 食品表示推進者は、交付された修了証書を汚損、破損又は紛失等した場合、県に対し別記第2号様式により修了証書の再交付を申請することができる。この場合において、再交付の申請が修了証書の汚損又は破損等によるものであるときは、当該修了証書を添付しなければならない。
- 3 県は、前項の規定により再交付の申請があった場合は、修了証書を再交付するものとする。
- 4 再交付を受けた食品表示推進者は、紛失した修了証書を発見した場合は、速やかに県に返納しなければならない。

#### (公表事項)

第5条 要綱第5条に規定する修了証書交付に関する情報は、次に掲げる事項のとおりとする。

- (1) 講習会名、開催年月日及び開催会場名
- (2) 修了証書の番号
- (3) 修了証書受領者の属する食品関係事業所名
- (4) 修了証書受領者の氏名
- (5) その他、知事が特に必要と認める事項

#### (公表期間)

第6条 県は、修了証書交付日から3年を経過するまで、前条の公表事項を公表することができるものとする。

- 2 県は、前項の期間を経過した場合、公表を取り消すことができるものとする。

#### (公表の辞退)

第7条 講習会受講申込者は、前条の公表事項の公表を辞退したい場合は、その理由を添えて、別記第3号様式により知事に申し出ることができる。

- 2 県は、前項の申し出を受理した場合、公表を取り消すことができる。

#### (その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別途定めることができるものとする。

別記第1号様式（第4条関係）

〔表面〕

番号

修了証書

事業所名

氏名

上記の者は、 年度食品表示推進者育成講習（又は食品表示推進者育成フォローアップ講習（業種名））を修了したことを証します。

年 月 日

和歌山県知事

〔裏面〕

食品表示推進者の役割

食品表示推進者は、所属事業所において、以下の役割を担う。

- (1) 取り扱う食品の表示が適正であることを確認すること。
- (2) 役員、職員に対して、食品表示に関する啓発を行うこと。
- (3) 消費者に対し、食品の表示に関する正確な情報提供を行うこと。
- (4) 食品表示関係法令の改正等関係情報の積極的な収集に努めること。

別記第2号様式（第4条関係）

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 事業所名

ふりがな  
氏 名

和歌山県食品表示推進者育成講習会修了証書の再交付申請について

下記のとおり和歌山県食品表示推進者育成講習会修了証書の再交付を申請します。

記

1、受講日および受講会場名	受 講 日                      年    月    日  受講会場名
2、修了証書番号	
3、再交付を申請する理由	

※汚損又は破損等の場合は、修了証書を添付してください。

別記第3号様式（第7条関係）

番 号  
年 月 日

和歌山県知事 様

事業者名及び代表者氏名

年度食品表示推進者育成講習会（又は食品表示推進者育成フォローアップ  
講習会（業種名））修了証書情報の公表辞退について

このことについて、和歌山県食品表示推進者育成事業実施要領第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり公表を辞退したいので申し出ます。

記

- 1 修了証書番号
- 2 修了証書交付者名
- 3 辞退理由